

京都市建築基準法施行細則新旧対照表

現行	改正後
<p>目次</p> <p>第5章 特例及び緩和（第15条～第19条の<u>5</u>） （確認申請書の添付図書）</p> <p>第3条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 建築基準条例第32条第3項の規定により<u>三岔路の交差点の車道が交差しない側</u> _____ に自動車車庫等の出入口を設けるとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ_に掲げる図書</p>	<p>目次</p> <p>第5章 特例及び緩和（第15条～第19条の<u>6</u>） （確認申請書の添付図書）</p> <p>第3条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 建築基準条例第32条第3項の規定により _____ 交差点の側端から7メートル以内の道路に接する場所に自動車 _____ の出入口を設けるとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p><u>ア 建築基準条例第32条第3項第1号の規定により三岔路の交差点の車道が交差しない側に自動車の出入口を設けるとき</u></p> <p><u>(ア) 建築基準条例第32条第3項第1号アの規定の適用を受けるとき 自動車の出入口が接する道路の幅員、車線の数及び歩道の位置を明示した図書</u></p> <p><u>(イ) 建築基準条例第32条第3項第1号イの規定の適用を受けるとき 自動車の出入口が接する道路に交差する道路の長さ及びその道路の周辺の状況を明示した図書</u></p> <p><u>イ 建築基準条例第32条第3項第2号の規定の適用を受けるとき</u></p>

ア 建築基準条例第32条第3項第1号の規定の適用を受けるとき  
自動車の出入口が接する道路の幅員，車線の数及び歩道の位置  
を明示した図書

イ 建築基準条例第32条第3項第2号の規定の適用を受けるとき  
自動車の出入口が接する道路に交差する道路の長さ及びその道  
路の周辺の状況を明示した図書

(8)～(11) (略)

(許可又は認定の添付図書)

第9条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、当該許可又は認定の申請書に当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 法第43条第1項だし書，第44条第1項第2号若しくは第4号，第47条だし書，第48条第1項から第13項までの規定のただし書若しくは第51条だし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)，第52条第10項，第11項若しくは第14項，第53条第4項若しくは第5項第3号，第53条の2第1項第3号若しくは第4号，第59条第1項第3号，第68条第2項第2号若しくは第3項第2号，第68条の7第5項又は第85条第3項若しくは第5項の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(2) (略)

第19条の5第1号から第3号までに該当することを証する図  
書

(8)～(11) (略)

(許可又は認定の添付図書)

第9条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、当該許可又は認定の申請書に当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 法第43条第1項だし書，第44条第1項第2号若しくは第4号，第47条だし書，第48条第1項から第14項までの規定のただし書若しくは第51条だし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)，第52条第10項，第11項若しくは第14項，第53条第4項若しくは第5項第3号，第53条の2第1項第3号若しくは第4号，第59条第1項第3号，第68条第2項第2号若しくは第3項第2号，第68条の7第5項又は第85条第3項若しくは第5項の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(2) (略)

(3) 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定のただし書又は第 51 条ただし書(法第 88 条第 2 項において準用する法第 87 条第 2 項又は第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可 別表第 3 に掲げる図書

(4)～(6) (略)

2 (略)

(条例等の規定による許可又は認定の申請)

第 10 条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、条例等の規定による許可・認定申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)原谷特別工業地区建築条例(以下「原谷条例」という。)第 3 条第 1 項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例(以下「西陣条例」という。)第 4 条第 1 項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例(以下「京都御苑条例」という。)第 3 条第 1 項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例(以下「職住共存条例」という。)第 3 条ただし書若しくは第 4 条第 3 項第 3 号若しくは第 4 号又は京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例(以下「御池通沿道条例」という。)第 4 条第 1 項ただし書

(3) 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書又は第 51 条ただし書(法第 88 条第 2 項において準用する法第 87 条第 2 項又は第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可 別表第 3 に掲げる図書

(4)～(6) (略)

2 (略)

(条例等の規定による許可又は認定の申請)

第 10 条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、条例等の規定による許可・認定申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)原谷特別工業地区建築条例(以下「原谷条例」という。)第 3 条第 1 項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例(以下「西陣条例」という。)第 4 条第 1 項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例(以下「京都御苑条例」という。)第 3 条第 1 項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例(以下「職住共存条例」という。)第 3 条ただし書若しくは第 4 条第 3 項第 3 号若しくは第 4 号、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例(以下「御池通沿道条例」という。)第 4 条第 1 項ただし書又は京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)らく

\_\_\_\_\_の規定による許可 別表第2 1の  
項及び2の項に掲げる図書

(2)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

なん進都鴨川以北産業集積地区建築条例（以下「らくなん進都条例」という。）第3条ただし書の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(2)～(4) (略)

(5) 建築基準条例第16条第6項（同条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定 別表第2 1の項及び6の項に掲げる図書

(6) 建築基準条例第17条ただし書の規定による認定 別表第2 1の項及び7の項に掲げる図書

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2・3 (略)

（自動車車庫等の自動車の出入口に係る位置の制限に関する特例）

第19条の5 建築基準条例第32条第3項第2号に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 交差点の側端から5メートルを超える道路に接する場所に自動車の出入口が設けられているもの

(2) 自動車の出入口から2メートル後退した車路（道路から自動車を進入させる際にのみ使用するものを除く。以下「出口用車路」という。）の中心線上の点と、当該点から道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度の方向に延ばした線と道路境界線との交点で

(排煙設備の設置に関する特例)

第19条の5 (略)

(特定建築物等の定期報告)

第28条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(確認等の取消し)

第32条 市長又は建築主事は、建築主等が法、令、建築基準条例、原谷条例、西陣条例、京都御苑条例、職住共存条例、御池通沿道条例\_\_\_\_\_、高度地区計画書又はこの規則の規定による確認、許可、

囲まれた部分（自動車の出入口と出口用車路の中心線との交点を基準とし、当該基準からの高さが4.5メートルを超える部分を除く。）に空地が設けられているもの

(3) 自動車の出入口から5メートル以内に存する出口用車路の縦断勾配が、出入口方向に100分の5を超える上り勾配となっていないもの

(排煙設備の設置に関する特例)

第19条の6 (略)

(特定建築物等の定期報告)

第28条 (略)

2 (略)

3 法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）第1に規定するもののほか、市長が定めて告示する。

4 (略)

5 (略)

(確認等の取消し)

第32条 市長又は建築主事は、建築主等が法、令、建築基準条例、原谷条例、西陣条例、京都御苑条例、職住共存条例、御池通沿道条例、らくなん進都条例、高度地区計画書又はこの規則の規定による確認、許可、

認定，認可，指定又は承認（以下この条において「確認等」という。）の申請書又は添付図書に不実の記載をして確認等を受けたものであることが判明したときは，その確認等を取り消すことがある。

別表第2（第9条及び第10条関係）

区分	図書	明示すべき事項
	(略)	
5	避難に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地内における避難経路並びにその幅及び長さ (3) 避難時に想定される通過人数 (4) 建築物の居室から屋外への避難に要する時間
	(追加)	
	(追加)	

備考

1 法第48条第1項から第13項までの規定のただし書又は第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可の申請にあつては，付近見取図には，

認定，認可，指定又は承認（以下この条において「確認等」という。）の申請書又は添付図書に不実の記載をして確認等を受けたものであることが判明したときは，その確認等を取り消すことがある。

別表第2（第9条及び第10条関係）

区分	図書	明示すべき事項
	(略)	
5	避難に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地内における避難経路並びにその幅及び長さ (3) 避難時に想定される通過人数 (4) 建築物の居室から屋外への避難に要する時間
6	前面空地に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地内における前面空地の位置並びにその幅，長さ及び面積 (3) 建築物の主な出入口の位置
7	敷地と道路に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地が幅員6メートル以上の道路に接する部分及びその長さ

備考

1 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書又は第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可の申請にあつては，付近見取図に

隣地にある建築物の用途のほか、敷地の境界線からおおむね200メートルの範囲内にある建築物の現況における用途の概要を明示しなければならない。

2～6 (略)

別表第5 (第28条関係)

用途	床面積の合計
(略)	
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (卸売業を営む店舗を除く。) 又は展示場	500平方メートル
(略)	

は、隣地にある建築物の用途のほか、敷地の境界線からおおむね200メートルの範囲内にある建築物の現況における用途の概要を明示しなければならない。

2～6 (略)

別表第5 (第28条関係)

用途	床面積の合計
(略)	
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗 又は展示場	500平方メートル
(略)	